

第1回 知事公舎のあり方等に関する有識者会議 事項書

日時：令和4年10月5日（水）15:30～17:00
場所：三重県労働者福祉会館 特別会議室

1 総務部長あいさつ

2 議題

（1）会議の進め方および知事公舎のあり方等について

（2）その他

【配布資料】

- ・出席者名簿
- ・配席図
- ・第1回会議の論点
- ・資料1：現知事公舎の概要について
- ・資料2：知事公舎の全国状況について
- ・資料3：知事公舎のあり方等について
- ・参考資料：知事公舎のあり方等に関する有識者会議設置要綱

知事公舎のあり方等に関する有識者会議 委員名簿（敬称略、五十音順）

氏 名	所 屬・職
片岡 浩司	不動産鑑定士
川口 淳	三重大学大学院工学研究科准教授
種橋 潤治	株式会社三十三銀行特別顧問
中谷 佳人	公益財団法人暴力追放三重県民センター専務理事
中村 佳子	株式会社丸中商店代表取締役社長
藤枝 律子	三重短期大学法経科教授

第1回 知事公舎のあり方等に関する有識者会議の論点

今後の知事公舎（知事の住居）のあり方について

昭和53年（1978年）に建築された現知事公舎は老朽化が進んでおり、敷地が広いことなどにより維持管理に多額の費用を要している。また、他県でも約4割の都道府県で知事公舎を保有していない状況である。

このような中、将来的に知事公舎を県において保有し続けるべきか、または、民間施設を借り上げ公舎として居住すべきかなど、そのあり方について考えるうえで、知事公舎としてふさわしい場所、公邸部分などの機能、セキュリティ対策など考慮すべきことについて、どのようなものがあるか。

資料 1

現知事公舎の概要について

■ 建物の概要

所在地：津市観音寺町東浦 446-20

延べ床面積：327m²（公邸部分184m²、私邸部分143m²）

構造：鉄筋コンクリート造（平屋）

建築年：昭和53年（築後44年）

建築費：56,838,500円

■ 敷地の概要

敷地面積：約19,000m²（うち、観音寺公舎敷地約2,000m²）

区域区分：市街化区域

地域地区

・用途地域：第一種低層住居専用地域

高さ：10mまで

建ぺい率：40%

容積率：80%

用途 住宅、小規模店舗兼自宅、学校、老人ホーム、交番、図書館など

※倉庫、書庫利用は不可

・風致地区：偕楽公園風致地区

（建築物の新築・増築、色彩変更、竹木の伐採等には許可が必要）

■ 維持管理費

平成29年度～令和3年度（5年間）の平均維持管理費：4,691,451円

令和3年度 6,770,942円

（内訳）

委託料（警備、樹木管理等） 6,284,314円

（警備16万円、除草・樹木管理518万円、修繕72万円等）

光熱水費（県負担分） 420,182円

使用料（ケーブルテレビ等） 66,446円

令和2年度 4,641,837円

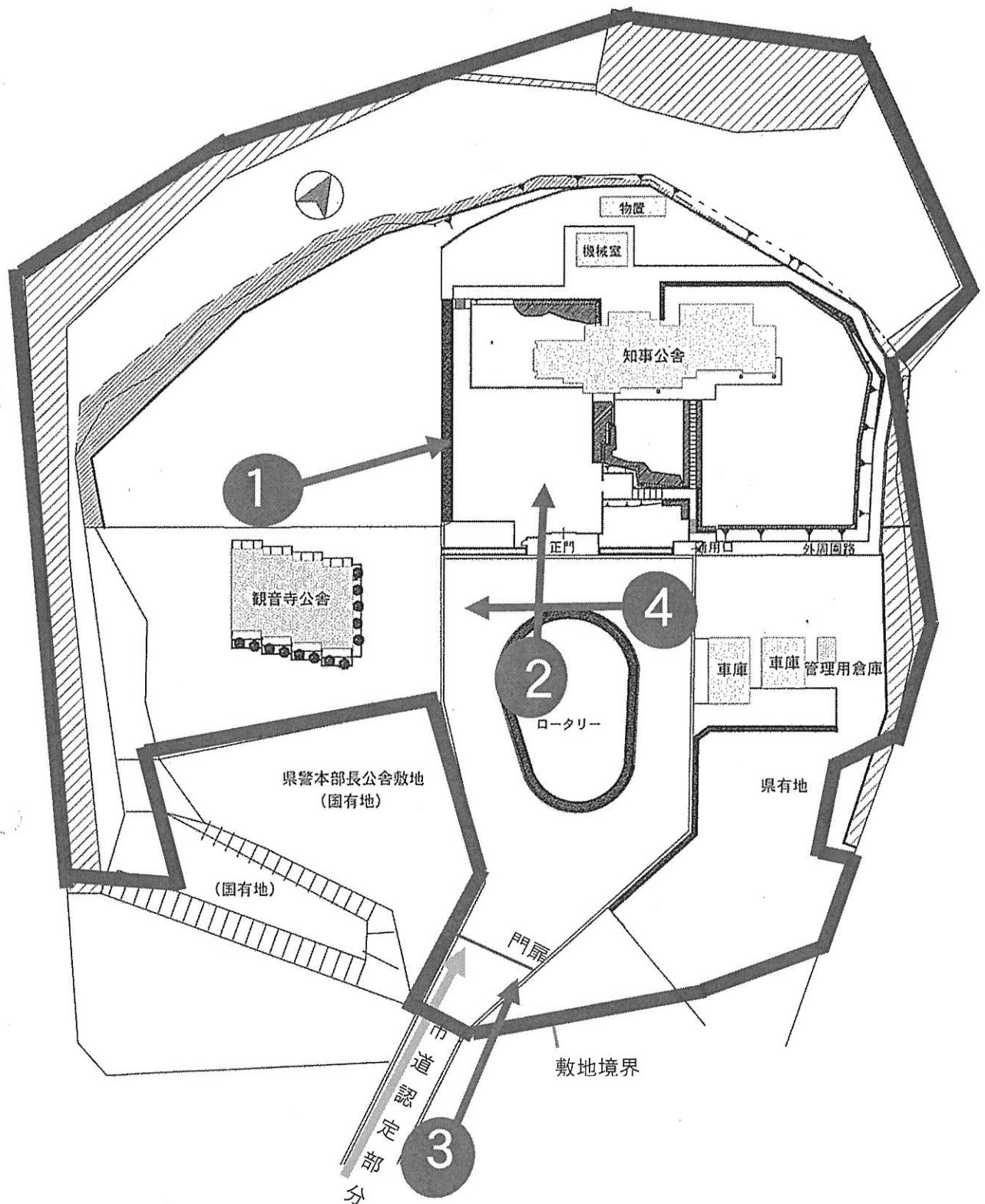
（内訳）

委託料（警備、樹木管理等） 4,148,533円

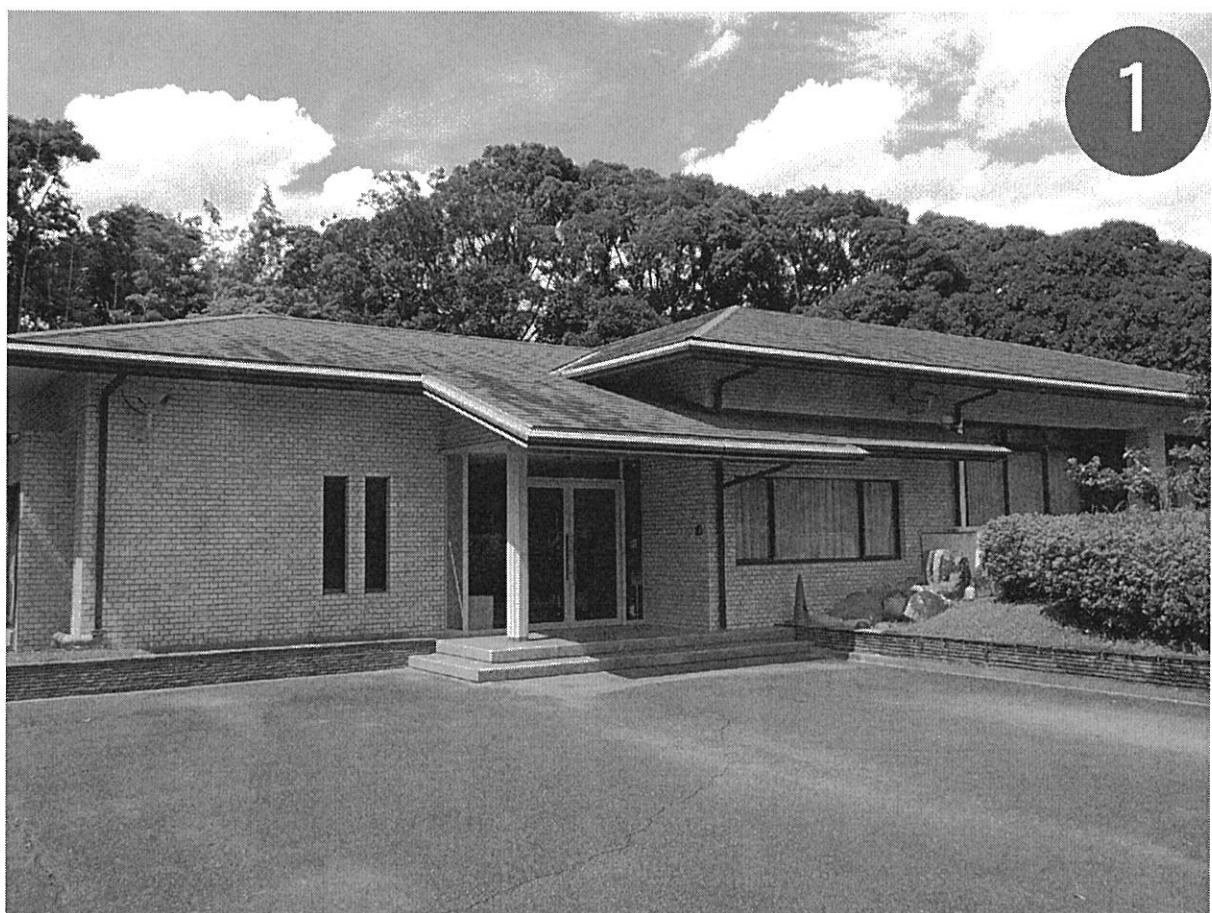
（警備16万円、除草・樹木管理345万円、修繕31万円等）

光熱水費（県負担分） 425,984円

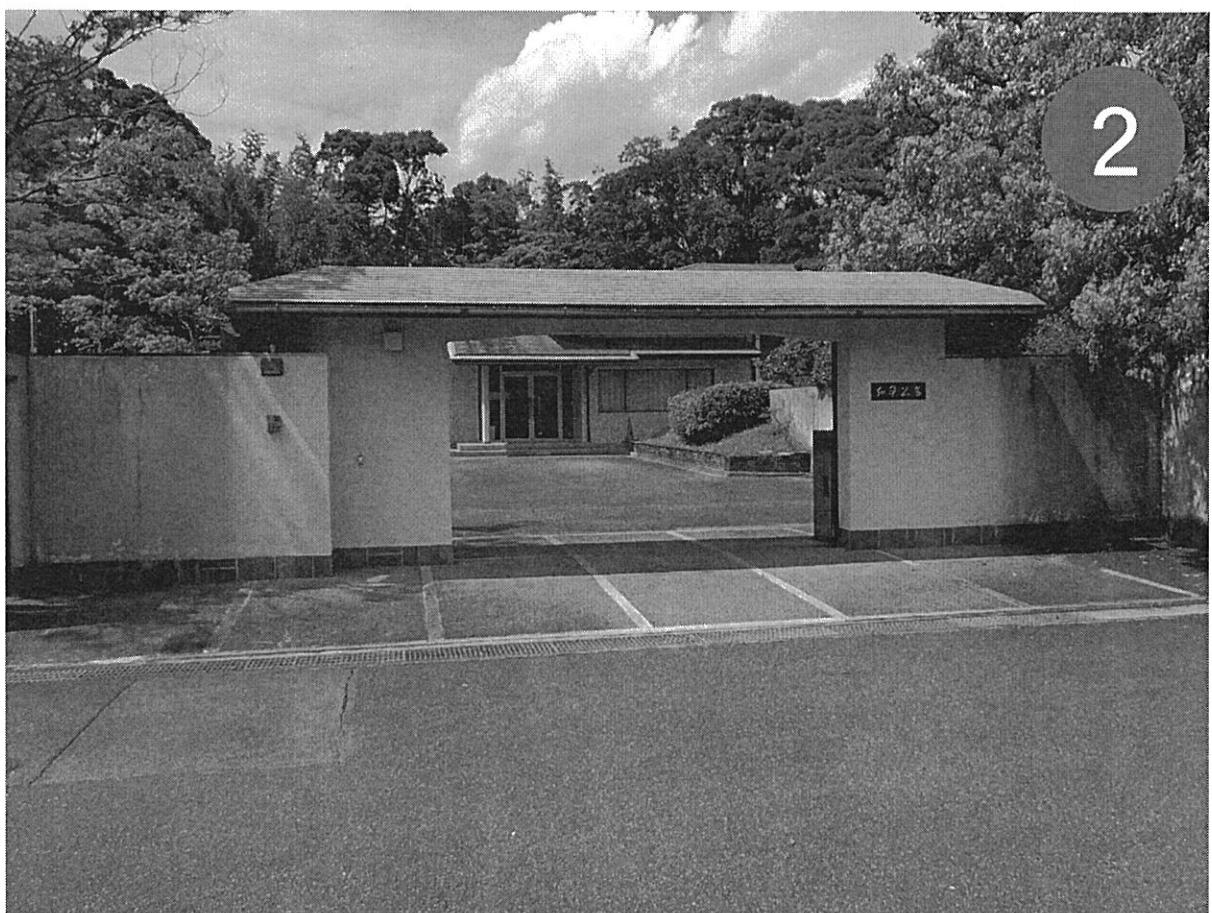
使用料（ケーブルテレビ等） 67,320円



1



2

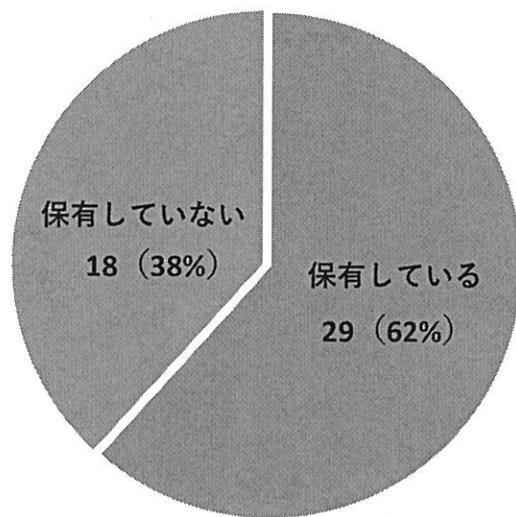




知事公舎の全国状況について

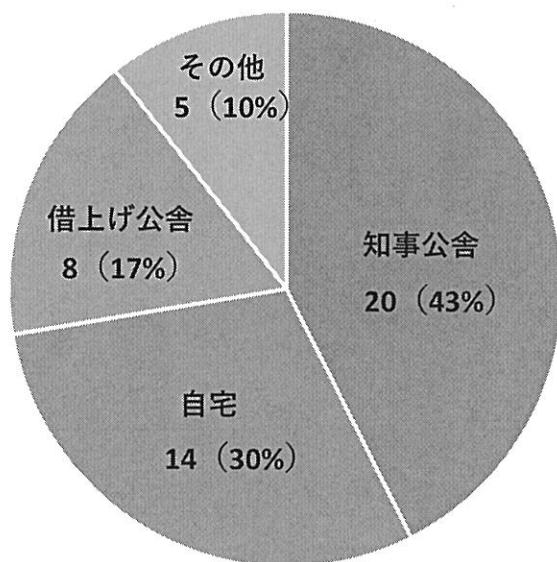
資料2

1 知事公舎の保有状況



47都道府県のうち、知事公舎を保有しているのは29県、保有していないのは18県である。

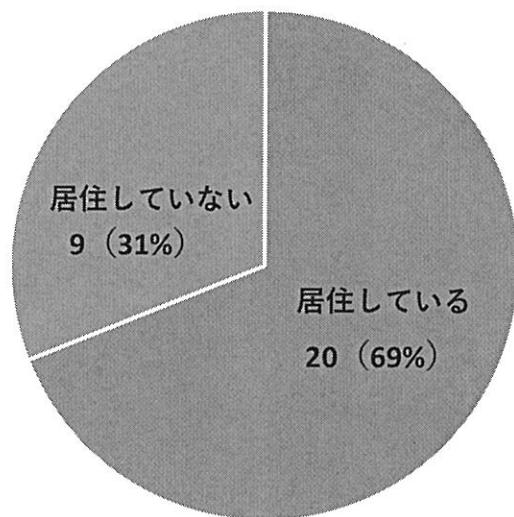
3 知事の居住先



知事の居住先は、知事公舎が20県、自宅が14県、借上げ公舎が8県、その他が5県である。

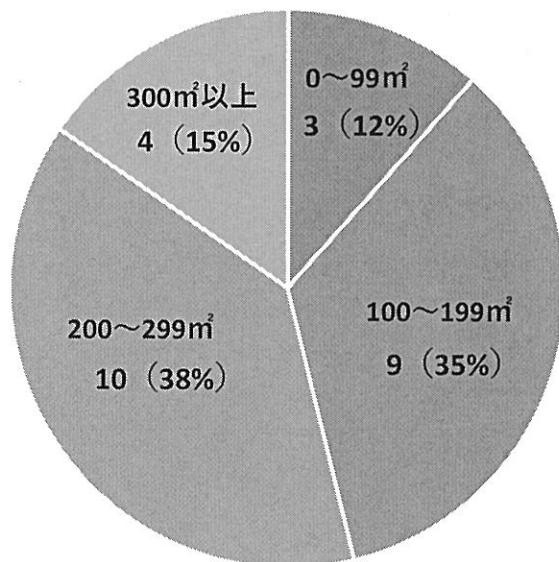
その他は、職員住宅や非公表などである。

2 知事公舎の居住状況



知事公舎を保有している29県のうち、知事公舎に居住しているのは20県、居住していないのは9県である。

4 公舎(私邸)の面積



知事公舎及び借上げ公舎（28県）のうち、私邸の面積は、0~99m²が3県、100~199m²が9県、200~299m²が10県、300m²以上が4県、非公表が2県である。

知事公舎のあり方等について

資料3

知事公舎	あり方等の例	利点	難点
保有する	① ・引き続き、現知事公舎を利用	・県庁に近い、 ・住居の確保がしやすい	・維持管理費が継続、 ・家族構成などによる選択肢がない、
	② ・敷地内に規模を縮小した知事公舎を新設 ・利用しない敷地は売却	・公邸部分がある	
保有しない	③ ・現知事公舎を廃止し、既存の職員住宅を利用 ・敷地をすべて売却	・県庁に近い、 ・住居の確保がしやすい ・維持管理費がなくなる	・家族構成などによる選択肢がない、 ・知事の住居としてふさわしいか疑わしい
	④ ・現知事公舎を廃止し、民間施設を借り上げる ・敷地をすべて売却	・家族構成などによる選択肢がある ・維持管理費がなくなる	・公用車待機の際などに近隣住民への配慮が必要 ・セキュリティ対策への考慮が必要 ・適切な住居の確保が困難

参考資料

知事公舎のあり方等に関する有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 施設の老朽化や活用方法の変化などを踏まえ、知事公舎の今後のあり方等について、専門的かつ総合的な知見を有する方からの意見を聴取するため、知事公舎のあり方等に関する有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の委員は、次の事項について意見を述べる。

- (1) 知事公舎のあり方等に関すること。
- (2) その他知事公舎のあり方等を議論するにあたり、必要な事項に関するこ

(委員)

第3条 会議は、知事が選任する委員で構成する。

- 2 委員の任期は、選任の日から令和5年3月31日までとする。
- 3 会議には、必要に応じて参考人を招き、意見を聞くことができる。

(会議)

第4条 会議には座長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 座長は、会議を総理する。
- 3 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(報償費等)

第5条 県は、会議の委員及び参考人に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

(その他)

第6条 会議の事務は、総務部総務課が行う。

- 2 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

